

別表第四 種類名証明書の添付が必要な生物 (第三十条関係)

項	種	類	名
第一 動物界			(略)
			(略)
三 糸鱈亜綱			(略)
			(略)
四 昆虫綱			(略)
			(略)
一 あり科			(略)
			(略)
一	Solenopsis属 (トナリアリ属)		に属する種が同属に属する他の種と交雑することにより生じた生物
			(略)

別表第四 種類名証明書の添付が必要な生物 (第三十条関係)

項	種	類	名
第一 動物界			(略)
			(略)
三 糸鱈亜綱			(略)
			(略)
			(新規)
			(略)

附則

この省令は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する省令の施行の日(令和二年十一月二日)から施行する。

○経済産業省令第八十二号
高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)の規定に基づき、冷凍保安規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十月三十日
経済産業大臣 梶山 弘志

第一条 次に掲げる省令の規定中「目視」を「目視等」に改める。

- 一 冷凍保安規則(昭和四十一年通商産業省令第五十一号)別表第一(第一項第一号を除く。)及び別表第二
 - 二 液化石油ガス保安規則(昭和四十一年通商産業省令第五十二号)別表第一(第一項第一号を除く。)及び別表第二
 - 三 一般高圧ガス保安規則(昭和四十一年通商産業省令第五十三号)別表第一(第一項第一号を除く。)、別表第二及び別表第三
 - 四 コンピナート等保安規則(昭和六十一年通商産業省令第八十八号)別表第三(第一項第一号を除く。)及び別表第四
- (冷凍保安規則の一部改正)

第二条 冷凍保安規則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

別表第一 (第二十五条関係)		別表第一 (第二十五条関係)	
検査項目	完成検査の方法	検査項目	完成検査の方法
1 製造設備が定置式製造設備である 製造施設の場合 一 第七条第一項第一号の引火性又は発火性の物のたい積の状況	一 冷凍設備の圧縮機、油分離器、凝縮器及び受液器並びにこれらの間の配管(以下「高圧部」)	1 製造設備が定置式製造設備である 製造施設の場合 一 第七条第一項第一号の引火性又は発火性の物のたい積の状況	一 冷凍設備の圧縮機、油分離器、凝縮器及び受液器並びにこれらの間の配管(以下「高圧部」)